部長及び参事官　　生企発第７４０号
殿　　（会計）
所　属　長　　令和３年11月１日
５年保存（係）
本　部　長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通達乙）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和３年政令第284号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第285号）（官報の写し：別添１、新旧対照条文：別添２）が本日公布され、令和４年３月15日から施行されることとなった。その要点等は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、以下この通達において、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和３年法律第69号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）を「法」と、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）を「令」という。

記

１　銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係

(1)　クロスボウの所持が許可される試験又は研究に係る規定の整備

クロスボウの所持が許可される試験又は研究について、他の製造に係るクロスボウを使用して行うクロスボウ若しくは矢の性能の試験又は他の製造に係るクロスボウの複写等による研究で、クロスボウ若しくは矢の国産化の促進、性能又は品質の改善その他生産の合理化に資するものである旨の国の関係行政機関等の長の証明を受けたものとした。（令第２条第１号関係）

(2)　公演等の用途に供するクロスボウの所持許可の期間に係る規定の整備

法第４条第１項第８号又は第９号のクロスボウに係る所持許可に係る許可の期間について、公演等の期間等を考慮して、１年を超えない範囲内において公安委員会が定めることとした。（令第６条第２項関係）

(3)　クロスボウの構造又は機能の基準に係る規定の整備

クロスボウの構造又は機能の基準について、引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構又は発射する矢の方向を安定させる機構に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととした。（令第９条

第１項関係）

(4)　クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者に係る規定の整備

クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者について、法第９条の３の２第１項の規定によりクロスボウ射撃指導員として指定されている者とした。（令第16条の２関係）

(5)　クロスボウ講習会の開催に係る規定の整備

ア　公安委員会は、クロスボウ講習会の開催の日時及び場所を決めるに当たっては、クロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする者が容易に受講することができるように配慮しなければならないこととした。（令第19条の２第１項関係）

イ　公安委員会は、クロスボウ講習会を開催しようとするときは、開催予定期日の20日前までに開催の日時及び場所その他クロスボウ講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならないこととした。（令第19条の２第２項関係）

ウ　クロスボウ講習会における講習時間について、経験者講習にあってはクロスボウの所持に関する法令については１時間以上２時間以内、クロスボウの使用、保管等の取扱いについては30分以上１時間以内とし、初心者講習にあってはクロスボウの所持に関する法令については２時間以上３時間以内、クロスボウの使用、保管等の取扱いについては１時間以上２時間以内とした。（令第19条の２第３項関係）

(6)　クロスボウ講習会の講習修了証明書の交付に係る規定の整備

クロスボウ講習会の講習修了証明書の交付は、クロスボウ講習会の講習を受けた者につき、講習に係る事項を修得したかどうかを考査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うこととした。（令第19条の３関係）

(7)　クロスボウ講習会の開催に関する事務の委託に係る規定の整備

クロスボウ講習会の開催に関する事務の委託について、公安委員会が行わせることができる事務は、クロスボウの使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務とし、また、当該事務を行う者は、クロスボウによる適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとした。（令第19条の４関係）

(8)　クロスボウの売却に係る規定の整備

公安委員会が仮領置又は一時保管したクロスボウの売却は、原則として競争入札に付して行わなければならないが、競争入札に要する経費が入札の価格を超えると認められる場合その他競争入札に付することが不適当であると

認められる場合は、随意契約により行うことができることとした。（令第25条関係）

(9)　都道府県公安委員会の間の連絡に係る規定の整備

法第４条の４第１項の規定によるクロスボウの確認及び許可証の書換え等に関する必要な都道府県公安委員会の間の連絡について、確認、書換え等をした場合の通知の方法を定めた。（令第35条関係）

(10) 一時保管したクロスボウで返還することができないものの所有権の帰属の区分に係る規定の整備

一時保管したクロスボウで返還することができないものの所有権の帰属について、法第４条第１項第１号若しくは第２号の２に規定するクロスボウは県に、これら以外のクロスボウは国に、それぞれ帰属することとした。（令第38条関係）

(11) クロスボウを仮領置しないでも危険がないと認められる場合に係る規定の整備

クロスボウを所持している者が本邦に上陸しようとする場合に仮領置しないでも危険がないと認められる場合としては、当該者が当該クロスボウをその乗ってきた船舶等に安全な方法で保管したまま寄港地上陸等をしようとする場合とした。（令第39条関係）

(12) その他の規定の整備

その他所要の規定を整備することとした

２　地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

クロスボウに係る事務に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第１項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務のうち手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなどした。

３　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正関係

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でない手続として、クロスボウ射撃資格認定証の交付、書換え及び再交付の手続を加えた。

４　遺失物法施行令の一部改正関係

法令の規定によりその所持を禁止されている物件のうち拾得者等が所有権を取得することができるものとして、法第４条第１項第１号又は第２号の２に規定するクロスボウを加えた。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年十月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十四号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年三月十五日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十五号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第三号及び第四項、第五条第三項、第五条の二第七項第二号、第五条の三の二第一項、第二項及び第四項、第八条第九項（同法第十一条第十二項、第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の四、第二十四条の二第十項、第二十五条第一項ただし書並びに第三十条、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十条第一号並びに遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第三十五条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第一号中「銃砲を」を「銃砲等（法第三条第一項の銃砲等をいう。以下同じ。）を」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め、「火薬類」の下に「、矢」を加え、「銃砲の」を「銃砲等の」に改める。

第六条の見出し中「射撃競技用けん銃」を「射撃競技用拳銃」に改め、同条第一項中「けん銃又は空気けん銃」を「拳銃又は空気拳銃」に改め、同条第二項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第八条の見出し中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第九条の見出し中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第一項中「基準は、」の下に「銃砲にあつては」を、「銃身部に」の下に「、クロスボウにあつては引いた弦を固定し、これを解放することによつて矢を発射する機構又は発射する矢の方向を安定させる機構に」を加え、同項ただし書中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第二項第二号中「充てんする」を「充塡する」に改める。

第十条の見出し中「講習課程修了者」を「猟銃等講習会の講習課程修了者」に改め、同条中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）

第十六条の二　法第五条の二第七項第二号の政令で定める者は、法第九条の三の二第一項の規定によりクロスボウ射撃指導員として指定されている者とする。

第十七条の見出しを「（猟銃等講習会の開催）」に改め、同条第一項中「「講習会」を「「猟銃等講習会」に改め、同条第二項及び第三項中「講習会」を「猟銃等講習会」に改める。

第十八条の見出しを「（猟銃等講習会の講習修了証明書の交付）」に改め、同条中「講習会」を「猟銃等講習会」に改める。

第十九条の見出し中「講習会」を「猟銃等講習会」に改め、同条第二項中「は、」の下に「猟銃又は空気銃による」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（クロスボウ講習会の開催）

第十九条の二　都道府県公安委員会は、法第五条の三の二第一項に規定する講習会（以下「クロスボウ講習会」という。）の開催の日時及び場所を決めるに当たつては、クロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする者が容易に受講することができるように配慮しなければならない。

2　都道府県公安委員会は、クロスボウ講習会を開催しようとするときは、開催予定期日の二十日前までに開催の日時及び場所その他クロスボウ講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。

3　クロスボウ講習会における講習時間は、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対して行うものにあつてはクロスボウの所持に関する法令については一時間以上二時間以内、クロスボウの使用、保管等の取扱いについては三十分以上一時間以内とし、その他の者に対して行うものにあつてはクロスボウの所持に関する法令については二時間以上三時間以内、クロスボウの使用、保管等の取扱いについては一時間以上二時間以内とする。

（クロスボウ講習会の講習修了証明書の交付）

第十九条の三　法第五条の三の二第二項の規定による講習修了証明書の交付は、クロスボウ講習会の講習を受けた者につき、当該クロスボウ講習会の講習に係る事項を修得したかどうかを考査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

（クロスボウ講習会の開催に関する事務の委託）

第十九条の四　法第五条の三の二第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、クロスボウの使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務とする。

2　法第五条の三の二第四項の政令で定める者は、クロスボウによる適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

第二十五条の見出しを「（銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の売却）」に改め、同条中「第十一条第十一項」を「第十一条第十二項」に、「銃砲」を「銃砲等」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改める。

第三十一条第二項中「は、」の下に「空気銃による」を加える。

第三十五条第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第三十八条の表中「銃砲、」を「銃砲等、」に、「若しくは第二号に規定する銃砲」を「、第二号若しくは第二号の二に規定する銃砲等」に改める。

第三十九条（見出しを含む。）中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第四十条第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第二条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表六十六の項の上欄及び同項の1中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項の1のイ中「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の1のロ中「同時に他の同項」を「同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項」に改め、同項の1の下欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査	六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に係る審査にあつては、四千三百円）

本則の表六十六の項の2中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項の5中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、同項の5のイ中「伴う場合」を「伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく」を「同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の」に改め、「同項の規定に基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「許可の申請」を「猟銃又は空気銃の所持の許可の申請」に改め、「同法第七条の三第一項の規定に基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の5のロ中「伴わない場合」を「伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に改め、「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「同号」を「同法第四条第一項第一号」に、「当該同項」を「当該同法第七条の三第一項」に改め、同項の5の下欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査	七千二百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

本則の表六十六の項の5の下欄に次のように加える。

ニ　新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査	六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円）

本則の表六十七の項のイ中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項の次に次のように加える。

六十七の二	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項及び第二項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催に関する事務	イ　現に銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会　三千円 ロ　その他の者に対する講習会　六千九百円

本則の表七十の三の項の次に次のように加える。

七十の四	銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	九千三百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の第一項の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、五千六百円）

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の項中「第九条の十三第二項」の下に「、第九条の十六第一項、同条第二項において準用する第五条の三第三項」を加える。

（遺失物法施行令の一部改正）

第四条　遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「若しくは第二号に規定する銃砲」を「、第二号若しくは第二号の二に規定する銃砲等」に改める。

附　則

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之

別添２

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案　新旧対照条文

○　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）　・・・

○　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（銃砲等の所持が許可される試験又は研究） 第二条　法第四条第一項第三号の政令で定める試験又は研究は、第一号又は第二号のいずれか及び第三号に掲げる要件を具備したものとする。 一　他の製造に係る銃砲等（法第三条第一項の銃砲等をいう。以下同じ。）を使用して行う銃砲等、銃砲弾、火薬類、矢若しくは防弾具類の性能の試験又は他の製造に係る銃砲等の複写その他の方法による研究で、銃砲等、銃砲弾、火薬類、矢又は防弾具類の国産化の促進、性能又は品質の改善その他生産の合理化に資するものである旨の国の関係行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）又はその地方支分部局の長の証明を受けたもの 二・三　（略） （射撃競技用拳銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間） 第六条　法第四条第一項第四号に規定する拳銃又は空気拳銃に係る同条第四項の規定による許可の期間は、二年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。	（銃砲の所持が許可される試験又は研究） 第二条　法第四条第一項第三号の政令で定める試験又は研究は、第一号又は第二号のいずれか及び第三号に掲げる要件を具備したものとする。 一　他の製造に係る銃砲を使用して行う銃砲、銃砲弾、火薬類若しくは防弾具類の性能の試験又は他の製造に係る銃砲の複写その他の方法による研究で、銃砲、銃砲弾、火薬類又は防弾具類の国産化の促進、性能又は品質の改善その他生産の合理化に資するものである旨の国の関係行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）又はその地方支分部局の長の証明を受けたもの 二・三　（略） （射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間） 第六条　法第四条第一項第四号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第四項の規定による許可の期間は、二年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

2　法第四条第一項第八号又は第九号に規定する銃砲等又は刀剣類に係る同条第四項の規定による許可の期間は、当該各号に規定する用途に係る芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、一年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）

第八条　法第五条第一項第三号の政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（銃砲等の構造又は機能の基準）

第九条　法第五条第三項の政令で定める基準は、銃砲にあつては機関部又は銃身部に、クロスボウにあつては引いた弦を固定し、これを解放することによつて矢を発射する機構又は発射する矢の方向を安定させる機構に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととする。ただし、法第四条第一項第三号及び第八号から第十号までの銃砲等については、この限りでない。

2　法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃に係る法第五条第三項の政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、その構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。

一　（略）

二　構造の一部として内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充填することができる弾倉がないこと。

2　法第四条第一項第八号又は第九号に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第四項の規定による許可の期間は、当該各号に規定する用途に係る芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、一年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）

第八条　法第五条第一項第三号の政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（銃砲の構造又は機能の基準）

第九条　法第五条第三項の政令で定める基準は、機関部又は銃身部に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととする。ただし、法第四条第一項第三号及び第八号から第十号までの銃砲については、この限りでない。

2　法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃に係る法第五条第三項の政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、その構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。

一　（略）

二　構造の一部として内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充てんすることができる弾倉がないこと。

三～五　（略）

（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）

第十条　法第五条の二第一項第二号の政令で定める者は、法第九条の三第一項の規定により猟銃等射撃指導員として指定されている者とする。

（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）

第十六条の二　法第五条の二第七項第二号の政令で定める者は、法第九条の三の二第一項の規定によりクロスボウ射撃指導員として指定されている者とする。

（猟銃等講習会の開催）

第十七条　都道府県公安委員会は、法第五条の三第一項に規定する講習会（以下「猟銃等講習会」という。）の開催の日時及び場所を決めるに当たつては、猟銃又は空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとする者が容易に受講することができるように配慮しなければならない。

2　都道府県公安委員会は、猟銃等講習会を開催しようとするときは、開催予定期日の二十日前までに開催の日時及び場所その他猟銃等講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。

3　猟銃等講習会における講習時間は、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第五条の二第三項第二号又は第三号に掲げる者に対して行うものにあつては

三～五　（略）

（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）

第十条　法第五条の二第一項第二号の政令で定める者は、法第九条の三第一項の規定により射撃指導員として指定されている者とする。

（新設）

（講習会の開催）

第十七条　都道府県公安委員会は、法第五条の三第一項に規定する講習会（以下「講習会」という。）の開催の日時及び場所を決めるに当たつては、猟銃又は空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとする者が容易に受講することができるように配慮しなければならない。

2　都道府県公安委員会は、講習会を開催しようとするときは、開催予定期日の二十日前までに開催の日時及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。

3　講習会における講習時間は、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第五条の二第三項第二号又は第三号に掲げる者に対して行うものにあつては猟銃及

猟銃及び空気銃の所持に関する法令については一時間以上二時間以内、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについては三十分以上一時間以内とし、その他の者に対して行うものにあつては猟銃及び空気銃の所持に関する法令については二時間以上三時間以内、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについては一時間以上二時間以内とする。

（猟銃等講習会の講習修了証明書の交付）

第十八条　法第五条の三第二項の規定による講習修了証明書の交付は、猟銃等講習会の講習を受けた者につき、当該猟銃等講習会の講習に係る事項を修得したかどうかを考査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

（猟銃等講習会の開催に関する事務の委託）

第十九条　（略）

2　法第五条の三第四項の政令で定める者は、猟銃又は空気銃による適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

（クロスボウ講習会の開催）

第十九条の二　都道府県公安委員会は、法第五条の三の二第一項に規定する講習会（以下「クロスボウ講習会」という。）の開催の日時及び場所を決めるに当たつては、クロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする者が容易に受講することができるように配慮しなければならない。

び空気銃の所持に関する法令については一時間以上二時間以内、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについては三十分以上一時間以内とし、その他の者に対して行うものにあつては猟銃及び空気銃の所持に関する法令については二時間以上三時間以内、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについては一時間以上二時間以内とする。

（講習修了証明書の交付）

第十八条　法第五条の三第二項の規定による講習修了証明書の交付は、講習会の講習を受けた者につき、当該講習会の講習に係る事項を修得したかどうかを考査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

（講習会の開催に関する事務の委託）

第十九条　（略）

2　法第五条の三第四項の政令で定める者は、適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

（新設）

2　都道府県公安委員会は、クロスボウ講習会を開催しようとするときは、開催予定期日の二十日前までに開催の日時及び場所その他クロスボウ講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。

3　クロスボウ講習会における講習時間は、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対して行うものにあつてはクロスボウの所持に関する法令については一時間以上二時間以内、クロスボウの使用、保管等の取扱いについては三十分以上一時間以内とし、その他の者に対して行うものにあつてはクロスボウの所持に関する法令については二時間以上三時間以内、クロスボウの使用、保管等の取扱いについては一時間以上二時間以内とする。

（クロスボウ講習会の講習修了証明書の交付）

第十九条の三　法第五条の三の二第二項の規定による講習修了証明書の交付は、クロスボウ講習会の講習を受けた者につき、当該クロスボウ講習会の講習に係る事項を修得したかどうかを考査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

（新設）

（クロスボウ講習会の開催に関する事務の委託）

第十九条の四　法第五条の三の二第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、クロスボウの使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務とする。

2　法第五条の三の二第四項の政令で定める者は、クロスボウによる適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

（新設）

（銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の売却）

第二十五条　法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十二項、第十一条の二第六項、第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲等、刀剣類、拳銃部品（法第三条の二第一項の拳銃部品をいう。第三十三条において同じ。）又は準空気銃（法第二十一条の三第一項の準空気銃をいう。第三十八条において同じ。）の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に要する経費が入札の価格を超えると認められる場合その他競争入札に付することが不適当であると認められる場合は、随意契約により売却することができる。

（年少射撃資格講習会の開催に関する事務の委託）

第三十一条　（略）

2　法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第四項の政令で定める者は、空気銃による適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

（都道府県公安委員会の間の連絡）

第三十五条　都道府県公安委員会は、法第四条の四第一項の規定による確認をした場合において、当該確認に係る銃砲等又は刀剣類の所持について直近において法第四条又は第六条の規定による許可を受けていた者の住所又は法人の事業場（同条の規定による許可を受けていた者

（銃砲、刀剣類、けん銃部品又は準空気銃の売却）

第二十五条　法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十一項、第十一条の二第六項、第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲、刀剣類、けん銃部品（法第三条の二第一項のけん銃部品をいう。第三十三条において同じ。）又は準空気銃（法第二十一条の三第一項の準空気銃をいう。第三十八条において同じ。）の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に要する経費が入札の価格を超えると認められる場合その他競争入札に付することが不適当であると認められる場合は、随意契約により売却することができる。

（年少射撃資格講習会の開催に関する事務の委託）

第三十一条　（略）

2　法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第四項の政令で定める者は、適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

（都道府県公安委員会の間の連絡）

第三十五条　都道府県公安委員会は、法第四条の四第一項の規定による確認をした場合において、当該確認に係る銃砲又は刀剣類の所持について直近において法第四条又は第六条の規定による許可を受けていた者の住所又は法人の事業場（同条の規定による許可を受けていた者に

にあつては、出入国港）が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、速やかに当該確認をした旨を当該他の都道府県公安委員会に通知するものとする。

2～6　（略）

（一時保管した銃砲刀剣類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分）

第三十八条　法第二十四条の二第十項の政令で定める区分は、次の表のとおりとする。

銃砲刀剣類等の区分	帰属先
次項に掲げる銃砲刀剣類等以外の銃砲等、刀剣類又は準空気銃	国
一　法第四条第一項第一号、第二号若しくは第二号の二に規定する銃砲等又は同項第六号に規定する刀剣類	都道府県
二・三　（略）	

（銃砲等又は刀剣類を仮領置しないでも危険がないと認められる場合）

第三十九条　法第二十五条第一項ただし書に規定する仮領置しないでも危険がないと認められる政令で定める場合は、当該上陸しようとする者がその所持する銃砲等又は刀剣類をその乗つて来た船舶又は航空機に安全な方法で保管したまま入管法第十四条に規定する寄港地上陸、入管法第十四条の二に規定する船舶観光上陸、入管法第十五条に規定する通過上陸又は入管法第十六条に規定する乗員上陸をしようとする

にあつては、出入国港）が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、速やかに当該確認をした旨を当該他の都道府県公安委員会に通知するものとする。

2～6　（略）

（一時保管した銃砲刀剣類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分）

第三十八条　法第二十四条の二第十項の政令で定める区分は、次の表のとおりとする。

銃砲刀剣類等の区分	帰属先
次項に掲げる銃砲刀剣類等以外の銃砲、刀剣類又は準空気銃	国
一　法第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する銃砲又は同項第六号に規定する刀剣類	都道府県
二・三　（略）	

（銃砲又は刀剣類を仮領置しないでも危険がないと認められる場合）

第三十九条　法第二十五条第一項ただし書に規定する仮領置しないでも危険がないと認められる政令で定める場合は、当該上陸しようとする者がその所持する銃砲又は刀剣類をその乗つて来た船舶又は航空機に安全な方法で保管したまま入管法第十四条に規定する寄港地上陸、入管法第十四条の二に規定する船舶観光上陸、入管法第十五条に規定する通過上陸又は入管法第十六条に規定する乗員上陸をしようとする者

者である場合とする。	である場合とする。
（権限の委任） 第四十条　法又はこの政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、法第二十六条の規定による銃砲等及び刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止又は制限に関するものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。	（権限の委任） 第四十条　法又はこの政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、法第二十六条の規定による銃砲及び刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止又は制限に関するものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。
2　（略）	2　（略）

○　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～六十五　（略）		
六十六　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項、第四条の四第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第七条の三第	1　銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	イ　銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査　六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同

現行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～六十五　（略）		
六十六　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項、第四条の四第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第七条の三第	1　銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	イ　銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査　六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同号の規定に基

二項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可に関する事務		
時に他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあっては、四千三百円） ロ　銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査　六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあ		
二項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可に関する事務		
づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、四千三百円）	（新設）	

ハ　その他の者に対する許可の申請に係る審査　一万五百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、六千七百円）	2　銃砲刀剣類所持等取締法第六条第一項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査　三千九百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第六条第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、千八百円）
3・4　（略）	
5　銃砲刀剣類所持等取	イ　新たな許可証の交付を

ロ　その他の者に対する許可の申請に係る審査　一万五百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、六千七百円）	2　銃砲刀剣類所持等取締法第六条第一項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査　三千九百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第六条第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、千八百円）
3・4　（略）	
5　銃砲刀剣類所持等取	イ　新たな許可証の交付を

締法第七条の三第二項の規定に基づく同法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査	伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査　七千二百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査　七千二百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係
締法第七条の三第二項の規定に基づく同法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査	伴う場合　七千二百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあっては、四千八百円）

る審査にあっては、四千八百円）	
ロ　新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査　七千二百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定	（新設）

に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、四千八百円）

ハ　新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査　六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の

ロ　新たな許可証の交付を伴わない場合　六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあっては、四千四百円）

所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、四千四百円）

ニ　新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査　六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時

（新設）

		に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、四千四百円）
六十六の二　（略）		
六十七　銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項及び第二項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	イ　現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第五条の二第三項第二号又は第三号に掲げる者に対する講習会　三千円 ロ　（略）
六十七の二　銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催		イ　現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会

六十六の二　（略）		
六十七　銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	イ　現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第五条の二第三項第二号に掲げる者に対する講習会　三千円 ロ　（略）
（新設）		

基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催に関する事務		
六十八～七十の三　（略）		
七十の四　銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	九千三百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、五千六百円）
七十一～百九　（略）		

三千円	
ロ　その他の者に対する講習会　六千九百円	

備考

一・二　（略）

六十八～七十の三　（略）		
（新設）		
七十一～百九　（略）		

備考

一・二　（略）

改正案

別表（第四条関係）

（略）	（略）	（略）
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	第七条第一項及び第二項（第九条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第九条の五第二項、同条第四項において準用する第五条の三第三項、第九条の十第二項、同条第三項において準用する第五条の三第三項、第九条の十三第二項、第九条の十六第一項、同条第二項において準用する第五条の三第三項並びに第十五条第一項及び第二項	処分通知等
（略）	（略）	（略）

現行

別表（第四条関係）

（略）	（略）	（略）
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	第七条第一項及び第二項（第九条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第九条の五第二項、同条第四項において準用する第五条の三第三項、第九条の十第二項、同条第三項において準用する第五条の三第三項、第九条の十三第二項並びに第十五条第一項及び第二項	処分通知等
（略）	（略）	（略）

○　遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（所持を禁じられた物件のうち所有権を取得することができるもの） 第十条　法第三十五条第一号の政令で定める物は、次に掲げる物とする。 一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号、第二号若しくは第二号の二に規定する銃砲等又は同項第六号に規定する刀剣類 二　（略）	（所持を禁じられた物件のうち所有権を取得することができるもの） 第十条　法第三十五条第一号の政令で定める物は、次に掲げる物とする。 一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する銃砲又は同項第六号に規定する刀剣類 二　（略）